イラク人道 復 興 文援活 動 等 及 び 武 力)攻擊事 態等への対処に関 する特別委員会)

玉 際 人道 法 の 重 大 な 違 反 行 為 の 処 罰 に 関 す る 法 律 案 $\overline{}$ 閣 法 第一〇一号)(衆議 院 送 付 要旨

本 · 法 律 案 は、 武 力 攻 撃 事 態 等 ^ の 対 処 に 関 し て必要となる 法 制 を 整 備 するに当たって ば 玉 際 的 な 武 力 紛

争 に お L١ て 適 用 さ れ る 国 際 人道 法 の 的 確 な 実 施 が 確 保 され ることが重 要 であることに か h が み、 こ れ 5 の 玉

際 人道 法 に 規 定 す る 重 大 な 違 反 行 為 に つい て の 処 罰 規 定 を 整 備 す るも の で あ ij そ の 主 な 内 容 は 次 の لح お 1)

である。

本 法 律 は、 国 際 的 な 武 力 紛争 に お 61 て 適 用 さ れ る 玉 際 人 道 法 に 規 定 す る 重 大 な 違 反 行 為 を処 罰 す ること

に ょ ij 刑 法 等 に よる 処 罰 と相 まっ て、 こ れ 5 の 玉 際 人 道 法 の 的 確 な 実 施 の 確 保に 資することを目 的 とす

ಠ್ಠ

武 力 紛 争に お いて、 正当な理 由がない のに、 そ の 戦闘 行為として、 歴史的 記 念物、 芸術 品 又 は礼拝 所の

うち、 重 要な文化財として政令で定める も の を 破 壊 U た者は、 七年 以 下 の 懲 役 に 処する。

捕 虜 の 送 還 に 関 はする権 限を有する者が、 捕 虜 の 抑 留 の 原 因となっ た 武 力紛 争が終了した場合に お 11 て、

正当 な 理 由がない のに、 当該武力紛争の相手国 (当) 該武力紛争の当事 者間 に おい て合意された地 を含む。

以 下 送 還 地 という。) への 捕 虜 の 送 還 を 遅 延させたときは、 五年 以 下 の 懲 役 に 処する。 正当な理 由 が

な l١ の ビ 送 還 に 適 つする 状 態 に あ る 傷 病 捕 虜 の 送 還 地 ^ の 送 還 を 遅 延さ せ たとき も 同様とする。

四、 武 力 紛 争 に お L١ て、 占 領 に 関 す る 措 置 の 環としてその 国 が占領し た 地 域) 以 下 占領地 域」 という。)

占 領 地 域 に 移 送 し た 者 は 五 年 以 下 の 懲 役 に 処 す

五

出

玉

の

管

理

に

関

す

る

権

限

を

有

す

る

者

が、

正

当

な

理

由

が

な

しし

の

に

文民

の

出

玉

を

妨

げ

たときは、

三年

以下

に

λ

植

さ

t

る

目

的

で、

当該

玉

の

玉

籍

を

有

す

る者又は

当該

玉

の

領

域

内

に

住

所若

L くは

居

所 を

有す

る者を当

ഗ 懲 役 に 処す ಠ್ಠ 占 領 地 域 か 5 の 出 域 $\overline{}$ 被 占領 玉 か 5 の 出 玉 又 は 被 占 領 玉 の 国 境 を 越 え な l١ 占 領 地 域 外

ഗ 移 動 を L١ う。 以 下 同 _ じ。) の 管 理 ات 関 す る 権 限 を 有 す る者 が、 正当 な 理 由 が な しし の に 文 民 被 占 領 玉

ഗ 玉 籍 を 有す る者を除く。) の 占領 地 域 か 5 の 出 域 を妨 げ たとき も 同 様とする。

二から五まで の 罪 の 玉 外 犯 を 処 罰 記する。

弋 本法律は、 千九 百四十九年八月十二日のジュ ネー ヴ諸条約第一 追 加議定書が日本国につい て効力を生ず

る 日 から施行する。